

一般社団法人みやPEC推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みやPEC推進機構と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、宮崎市及びその周辺地域の農林水産物をはじめとする豊かな地域資源を有効に活用し、官民一体となった農商工連携及び六次産業化の取組により、地域経済の活性化を図り、もって宮崎市及びその周辺地域の産業振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域経済の活性化に資する農林水産業、商工業及び観光業の連携に関する事業
- (2) 農林水産物を活用した商品の開発及び販路開拓に関する事業
- (3) 農林水産物及びその加工品のPR、ブランド確立及び輸出を含む販路拡大に関する事業
- (4) 農林水産物及びその加工品の物流対策に関する事業
- (5) 農商工連携及び六次産業化に係るコーディネート及び人材育成に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した農林水産業、商工業、観光業その他の組合若しくは団体又は教育研究機関
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、企業又は組合若しくは団体

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（「一般法人法」という。以下同じ。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、当法人に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が、死亡し、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員資格の喪失、退会又は除名した会員が既に納入した入会金、会費又はその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びにその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散、合併及び事業の全部又は一部の譲渡並びに残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 前項の定時総会をもって、一般法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条各項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその総会において選出された2人以上の議事録署名人が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上17名以内

(2) 監事 3名

- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 常勤の理事は、専務理事及び常務理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、理事及び監事に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事については再任を妨げない。
- 3 理事及び監事が任期途中で退任した時は、できる限り速やかに、補欠の選任を行うものとする。

4 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引制限)

第28条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、役員（役員であった者を含む。）の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第30条 当法人に、任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

(1) 顧問 3名以内

(2) 参与 10名以内

2 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 顧問及び参与は、第25条第1項及び第2項の規定を準用する。

6 前4項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第38条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第39条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、総会の決議を経て、これを宮崎市に帰属させる。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第13章 雑則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第14章 附則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の正会員（社員）の氏名又は名称及び住所)

第51条 当法人の設立時の正会員（社員）の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

宮崎県宮崎市丸島町1番17号
宮崎中央農業協同組合

宮崎県宮崎市高岡町小山田2184番地1
宮崎市元気な農業法人会

宮崎県宮崎市霧島一丁目1番地1
宮崎県経済農業協同組合連合会

宮崎県宮崎市高岡町花見2987番地6
宮崎中央森林組合

宮崎県宮崎市青島三丁目5番1号
宮崎市沿岸漁業振興対策協議会

宮崎県宮崎市錦町1番10号
宮崎商工会議所

宮崎県宮崎市佐土原町下田島20732番地53
宮崎市5商工会連絡協議会

宮崎県宮崎市橘通東三丁目1番11号 アゲインビル2階
宮崎市商店街振興組合連合会

宮崎県宮崎市松橋二丁目4番31号
宮崎県中小企業団体中央会

宮崎県宮崎市高洲町95番地
宮崎市工業会

宮崎県宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壺番館3階
公益社団法人宮崎市観光協会

宮崎県宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壺番館7階
宮崎市ホテル旅館組合

宮崎県宮崎市学園木花台西一丁目1番地
国立大学法人宮崎大学

（法令の準拠）

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人みやPEC推進機構設立に際し、設立時社員宮崎中央農業協同組合、宮崎市元気な農業法人会、宮崎県経済農業協同組合連合会、宮崎中央森林組合、宮崎市沿岸漁業振興対策協議会、宮崎商工会議所、宮崎市5商工会連絡協議会、宮崎市商

店街振興組合連合会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎市工業会、公益社団法人宮崎市観光協会、宮崎市ホテル旅館組合及び国立大学法人宮崎大学の定款作成代理人である司法書士平野龍三郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成26年3月19日

- 設立時社員 宮崎中央農業協同組合
代表理事 藤原 榮伸
- 設立時社員 宮崎市元気な農業法人会こと
会長 加藤 修一郎
- 設立時社員 宮崎県経済農業協同組合連合会
代表理事 羽田 正治
- 設立時社員 宮崎中央森林組合
代表理事 森 紘喜
- 設立時社員 宮崎市沿岸漁業振興対策協議会こと
会長 矢部 廣一
- 設立時社員 宮崎商工会議所
会頭 米良 充典
- 設立時社員 宮崎市5商工会連絡協議会こと
会長 長田 寛
- 設立時社員 宮崎市商店街振興組合連合会
代表理事 岩城 朋久
- 設立時社員 宮崎県中小企業団体中央会
会長 矢野 久也
- 設立時社員 宮崎市工業会こと
会長 野崎 伸一
- 設立時社員 公益社団法人宮崎市観光協会
代表理事 菊池 克頼
- 設立時社員 宮崎市ホテル旅館組合こと
組合長 川越 清文
- 設立時社員 国立大学法人宮崎大学
学長 菅沼 龍夫

上記設立時社員の定款作成代理人

宮崎市松山一丁目6番22号

司法書士 平野龍三郎（登録番号 宮崎第413号）